

返戻金制度について

当行の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合、または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料のうち、以下の割合で計算された金額を返戻する制度があります。

1. 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：紹介手数料の80%
2. 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：紹介手数料の50%

許可番号

事業所名 株式会社 筑波銀行

ビジネスソリューション部

所在地 茨城県つくば市竹園1丁目7番 6階